

『外商投資商業領域管理弁法』

(商務部令[2004]第 8 号 2004 年 4 月 16 日公布、6 月 1 日施行)

『外商投資商業領域管理弁法』を公布し、WTO 加盟時の約束スケジュールに添った形で卸売り、小売りなどの流通分野の外資参入に関して、大幅な開放スケジュールを明確にしました。

内容的には予想されたものよりはるかに開放度が高く、今年の 12 月 11 日以降は少ない資本金であっても卸売り、小売り分野で全額外資の独資企業を認めるとしており、従来参入の最大障壁であった高額の最低資本金と外国投資者の過去 3 年間の高額売上高条件などを実質的にすべて撤廃する、という画期的なものとなっています。

まず最低資本金については『公司法』に従う、としており、『公司法』では「卸売り会社 50 万元(約 700 万日本円)、小売り会社 30 万元(約 420 万日本円)」ですので、最低資本金額は外国人が個人でも自由に卸売り店、小売店を出せる金額となっています。『公司法』の最低資本金額規定は、従来中国人個人が設立する中国企業に適用されていたもので、外資系企業の場合、これ迄は従来「卸売り会社 8,000 万元(110 百万日本円)、小売り会社 5,000 万元(67.5 百万日本円)」とされていたことと比較すると、資本金額の面では一挙に開放されることとなります。

また外国出資者の資格条件については、従来は小売り企業でさえ「申請前 3 年間の年間平均売上が 25 億ドル以上で、申請前 1 年の資産総額が 3 億ドル以上」という高いハードルが設定されており、大手商社や大手物流企業のみしか越えることが出来ない出資者条件がありましたが、今回の「外商投資商業領域管理弁法」にはまったくその記述がなく、6 月 1 日の本弁法の施行以降は規制が撤廃される模様です。

また上海外高橋保税区へ設立されている貿易型企業、倉庫・仕分型(実質的に卸売り型)企業との関係はどうなる、とのご質問に対しては、本弁法施行後、営業許可範囲の変更を申請することによって、従来営業許可範囲逸脱とされていた保税区外企業との売買取引が合法的取引とみなされることとなります。それでは外高橋保税区の貿易型企業は何の意味もなくなるではないか、とのご質問が出そうですが、保税区内に立地していることで保税商品の取扱いについては格段に便利ですから、これはこれとして存続意味を持ち続けるものと思います。ただ国内仕入れ、国内販売を目的とした貿易型企業の場合は、保税区外に立地するほうが便利ですので、そのような企業も増加するものと思われます。既存の外高橋貿易型企業においても、企業類型の変更と保税区外への登記地移転を希望する企業が増えそうですが、中国では税務所管(現在は外高橋保税区税務局)の移転には大きな障害と困難があることに注意する必要があります。

現状では法律が公布されたのみで、まだ細部運用規定がどうなるのか不明な点が多いのですが、会社設立手続きについては従来の外資系企業設立手続きとほぼ同様となりますので、定款やフィージビリティスタディ(F/S)を作成して、会社設立申請しなければなりません。

卸売業

	(新)外商投資商業領域管理弁法
地域制限	2004年6月1日以降、地域制限を撤廃
出資比率制限	1部の商品(薬品、食品、油、肥料、砂糖、綿花など)取扱い業を除き、12月11日より原則的に出資比率制限を撤廃、独資にて設立可能
資本金下限	『公司法』に符合すること(『公司法』規定は50万元以上)
外国投資者資格制限	制限せず、但し国際的大規模の商業投資者の投資を奨励する
自営商品の輸出入権	有り、輸出入取扱い限度額については言及せず
コミッション代理	可能
ロイヤリティ	言及せず(以前は売上高の0.3%以内の制限あり)
香港マカオ台湾企業	一部優遇規定あり
審査批准権限	商務部

小売業

	(新)外商投資商業領域管理弁法
地域制限	2004年12月11日までは省都、自治区首府、直轄市、計画単列市及び経済特区 2004年12月11日以降、地域制限を撤廃
出資比率制限	1部の商品(薬品、食品、油、肥料、砂糖、綿花など)取扱い業を除き、12月11日より原則的に出資比率制限を撤廃
資本金下限	『公司法』に符合すること(『公司法』規定は30万元以上)
外国投資者資格制限	制限せず、但し国際的大規模の商業投資者の投資を奨励する
自営商品の輸出入権	有り、輸出入取扱い限度額については言及せず
コミッション代理	可能
フランチャイズ経営	可能
ロイヤリティ	言及せず(以前は売上高の0.3%以内の制限あり)
香港マカオ台湾企業	一部優遇規定あり
審査批准権限	商務部(小規模小売店は省レベルに認可権を授権)

以上